

相続登記の手続案内を利用されるお客様へ

予 約

● 登記手続案内は予約制です。

- 面談又は電話での手続案内を希望される場合は、事前に電話又は窓口で、利用される日時を予約してください。なお、ウェブでの手続案内を希望される場合は、ウェブ予約となります([ここをクリック](#))。

(ご注意ください)

- 予約されないで来庁されたお客様には、当日の空き枠がない場合は、再度来庁していただくこととなります。
- 予約の取消しについては、必ずご連絡をお願いします。

対象者

- 登記の申請等を予定されている当事者ご本人様

利 用 時 間

- 利用できる時間帯は、9時から12時まで、13時から16時30分まで
ただし、土・日・祝日・年末年始の休日を除きます。
- 1回の利用時間は、20分以内とさせていただきます。

案 内 の 内 容

- 相続登記について、法務局ホームページに掲載されている登記申請書等の記載例により、申請手続の一般的な説明を行います。
- 登記申請書等については、別途、ご自身で作成していただく必要があります。法務局ホームページから、登記申請書様式・記載例や添付書類について、ご確認ください。

【法務局ホームページ】

<https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/fudousan4.html>

審 査

- 登記手続案内では、登記申請書等の「審査」はできません。
- 「審査」は、登記申請等を受け付けた後に登記官が行います。
- 登記手続案内では、遺産分割協議等の内容について有効・無効のアドバイスはできません。

登記申請書等の作成は、司法書士に依頼することもできます。

【岐阜県司法書士会】

司法書士総合相談センター TEL 058-248-1715

ホームページ <https://www.gifu-shihoushoshi.or.jp>

面談又は電話での登記手続案内の予約先の電話番号〔岐阜地方法務局〕

岐阜地方法務局（本局）	TEL	058-245-3181
八幡支局	TEL	0575-67-1411
大垣支局	TEL	0584-78-3347
美濃加茂支局	TEL	0574-25-2400
多治見支局	TEL	0572-22-1002
中津川支局	TEL	0573-66-1554
高山支局	TEL	0577-32-0915

